

紀南環境広域施設組合規則第1号

紀南環境広域施設組合紀南広域廃棄物最終処分場条例施行規則を次のように定める。

令和3年2月26日

紀南環境広域施設組合 管理者 真 砂 充 敏

紀南環境広域施設組合紀南広域廃棄物最終処分場条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、紀南環境広域施設組合紀南広域廃棄物最終処分場条例（令和3年紀南環境広域施設組合条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の定義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）及び条例において使用する用語の例による。

(組合が処理することができる産業廃棄物)

第3条 条例第2条第2項第4号に規定する規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 法第2条第4項第1号に規定する廃棄物のうち、燃え殻、汚泥及び廃プラスチック類
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第2条第5号から第9号まで、第12号及び第13号に規定する廃棄物
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が別に定めるもの

(中間処理廃棄物を搬入できる者)

第4条 条例第5条に規定する規則で定める中間処理廃棄物を搬入できる者（以下「搬入者」という。）は、次の各号に掲げる搬入者の区分に応じて、当該各号に掲げる者とする。

- (1) 中間処理廃棄物のうち一般廃棄物を搬入できる者（以下「一般廃棄物搬入者」という。）
 - ア 関係市町及び関係市町の管内の一部事務組合
 - イ 法第6条の2第2項の規定による関係市町又は関係市町の管内の一部事務組合の委託を受けた者
 - ウ 法第7条第1項又は第6項の規定による関係市町又は関係市町の管内の一部事務組合の許可を受けた者
- (2) 中間処理廃棄物のうち産業廃棄物を搬入できる者（以下「産業廃棄物搬入者」という。）
 - ア 産業廃棄物を中間処理した事業者（以下「排出事業者」という。）
 - イ 排出事業者から委託を受けた産業廃棄物収集運搬業者

2 前項に規定する者は、中間処理廃棄物を最終処分場に搬入するときは、管理者が別に定める基準に従わなければならない。

(一般廃棄物搬入の承認等)

第5条 関係市町は、一般廃棄物搬入者が中間処理廃棄物を最終処分場に搬入するときは、あらかじめ管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による承認（以下「承認」という。）を受けようとする関係市町は、一般廃棄物搬入承認申請書を管理者に提出しなければならない。

- 3 前項の規定による申請に対する承認は、一般廃棄物搬入承認書をもって行うものとする。
- 4 承認を受けた関係市町は、その承認に係る事項の変更をしようとするときは、一般廃棄物搬入変更承認申請書を管理者に提出しなければならない。
- 5 前項の規定による変更申請に対する承認は、一般廃棄物搬入変更承認書をもって行うものとする。
- 6 第3項又は前項の場合において、管理者は管理上必要があると認めるときは、その承認に条件を付することができる。

(産業廃棄物搬入の契約等)

第6条 条例第3条第1項に規定する排出事業者は、産業廃棄物搬入者が中間処理廃棄物を最終処分場に搬入するときは、あらかじめ紀南環境広域施設組合と契約を締結しなければならない。

- 2 前項の契約(以下「契約」という。)をしようとする排出事業者は、産業廃棄物処理委託申込書を管理者に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申込みに対する契約は、産業廃棄物処理委託契約書をもって行うものとする。
- 4 契約を行った排出事業者は、その契約に係る事項の変更をしようとするときは、産業廃棄物処理委託変更申込書を管理者に提出しなければならない。
- 5 前項の規定による変更申込みに対する変更契約は、産業廃棄物処理委託変更契約書をもって行うものとする。ただし、変更契約が不要な場合は、この限りでない。

(搬入の拒否等)

第7条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、承認又は契約をしないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 最終処分場の管理又は運営上支障があると認めるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、管理者が最終処分場を利用させることが適当でないとき。

(搬入時間)

第8条 最終処分場に中間処理廃棄物を搬入できる時間は、午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(休業日)

第9条 最終処分場の休業日は、紀南環境広域施設組合の休日を定める条例(平成25年紀南環境広域施設組合条例第2号)第1条第1項に規定する休日とする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の徴収方法)

第10条 管理者は、搬入された中間処理廃棄物の計量後、別に定める方法により条例第3条第1項に規定する使用料を徴収するものとする。

(承認等の取消し等)

第11条 管理者は、中間処理廃棄物を搬入する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認の取消し、契約の解除その他必要な措置を命ずることができる。

- (1) 別に定める受入基準に違反する中間処理廃棄物を搬入し、又は搬入しようとするとき。

- (2) 第5条第6項に規定する承認の条件又は契約の内容に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、管理運営上必要とする管理者の指示に従わなかったとき。
(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年5月1日から施行する。